

議案第113号

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する 条例案

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号）
の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第5条第8項」を「第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活
介護」という。）、同条第8項」に改める。

第13条第3項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同
項に第1号として次の1号を加える。

(1) 生活介護を受ける者（次号に掲げる者を除く。） 障害者総合支援法第29条第3
項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び食事
の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か
ら施行する。

2 この条例による改正後の大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（以
下「改正後の条例」という。）第13条第3項の規定による利用料金の額の決定及びこ
れに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項及び改正後
の条例第13条第4項の規定の例により行うことができる。

令和2年5月14日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

心身障害者リハビリテーションセンターが行う事業の範囲を改めるとともに、障害者

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護を受ける者に係る利用料金の上限額を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

傍線は削除
太字は改正

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（抄）

(事業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)–(2) 省 略

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）、同条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）、同条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）に係る障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）及び障害児に係る同条第19項に規定する基本相談支援

(4)–(5) 省 略

(利用料金)

第13条 省 略

2 省 略

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 生活介護を受ける者（次号に掲げる者を除く。） 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額

(1)–(6) 省 略
(2) (7)

4 省 略